

交通・観光・まちづくりの推進に係る包括連携協力に関する協定書

小牧市（以下「甲」という。）と名古屋鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、交通・観光・まちづくりに関する事業を連携及び協力して進めるため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携・協力して交通・観光・まちづくりの推進に向けて取組むことで、持続可能な魅力と活力あふれる都市の実現に資することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる項目について連携し協力するものとする。

- （1）公共交通に関すること。
- （2）観光に関すること。
- （3）まちづくりに関すること。

2 前項各号に定める事項の連携及び協力の実施時期、実施方法等に関する具体的な内容については、甲及び乙が協議の上、別途定める。

（協定期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲と乙のいずれからも書面による解約・変更の申し出がないときは、この協定の有効期間は1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙は、前項の有効期間中に関わらず、解約しようとする1か月前までに、書面で相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（信義誠実の原則）

第4条 甲及び乙は、相互に協力し信義を重んじ対等な関係に立って、この協定を誠実に履行するものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく活動において相手方より知り得た秘密事項について、この協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。ただし、書面による相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（雑則）

第6条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保管するものとする。

令和5年5月9日

甲 愛知県小牧市堀の内三丁目1番地
小牧市長
山下 史守朗

乙 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目2番4号
名古屋鉄道株式会社
代表取締役社長
高崎 裕樹